

現行の条例施行規則と論点

群馬県情報公開条例

(開示の実施)	(→規則第8条)	(→規則第9条)
第22条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。		
(費用の負担)	(→規則第11条)	
第23条 公文書の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。		

29

現行の条例施行規則	論 点
<p>(文書等の写しの交付方法)</p> <p>第8条 条例第22条の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。</p> <p>(1) 当該文書等を乾式の複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付</p> <p>(2) 当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー(白黒以外の単色を含む。以下同じ。)で複写したものの交付</p> <p>(3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(条例第2条第4項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下「フロッピーディスク」という。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下「CD-R」という。)に複写したものの交付</p>	<p>○第8条は、文書等(紙ベースで保存しているもの)の写しの交付を規定している。</p> <p>◆第1号、第2号は紙での交付を規定している(第1号:白黒、第2号:カラー)。</p> <p>■第3号は、文書等(紙ベースで保存しているもの)をスキャナで読み込んで電磁的記録とした上で、FD又はCD-Rに複写して交付する場合を規定している。</p> <p>■FD生産については、各メーカー撤退。今後の流通は不透明。(手持ちのオフィス用品カタログにはFDが掲載されていない。ネット通販での販売は行われているが、今後安定供給されるかは不明。)</p> <p>■FDでの交付を希望する人は少ない(H23は請求件数ベースで6件。H22は10件。CD-Rの希望が大半)。</p> <p>■H23以降の行政事務用パソコンにはFDドライブがない。</p> <p>■今後もFDを写しの交付媒体として認めるかを検討。</p>
<p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第9条 条例第22条の規則で定める方法は、次の表の上欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める方法によるものとする。</p>	<p>○第9条は、電磁的記録(文書、画像、音声ファイル等)の写しの交付を規定している。</p>

電磁的記録の種類	開示の実施の方法
1 録音テープ又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取
	録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
2 ビデオテープ又はビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴
	ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
3 1及び2に掲げるものの以外の電磁的記録	A3判以下の大きさの用紙に出力したものの（白黒出力に限る。）又はその写しの閲覧または交付
	専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
	フロッピーディスク又はCD-Rに複写したものの交付（当該方法による開示の実施をすることができない特性を有するものを除く。）

- ◆ 現行の規則では、「録音テープ又は録音ディスク」「ビデオテープ又はビデオディスク」を県が保有している場合、その写しの交付は同じ媒体で行うこととしている。
- ◆ カセットテープやビデオテープの再生機器を保有していない請求者も多いと思われる。
- ◆ 「録音テープ又は録音ディスク」「ビデオテープ又はビデオディスク」の記録を、他の電磁的記録（CD-R等）に複写することを検討する必要があるか。
- ◆ 現状、同じ媒体としている理由としては、他の電磁的記録に複写することの事務負担等を考慮していると思われる。

■ 「（白黒出力に限る。）」とする必要があるか。

- ▼ FDの取扱の検討。
- ▼ 新たな媒体として、DVD-Rの取扱の検討。

（費用負担に係る額）
 第11条 条例第23条の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区 分	費 用 の 額
1 乾式の複写機による写しの交付（A3判以下の大きさのものに限る。）	白黒複写1枚につき10円

		カラー複写1枚につき50円
2 用紙に出力したものの交付 (A3判以下の大きさのものに限る。)		白黒出力1枚につき10円
3 録音カセットテープに複写したものの交付		1巻につき200円
4 ビデオカセットテープに複写したものの交付		1巻につき400円
5 フロッピーディスクに複写したものの交付	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき80円に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額
	その他の場合	1枚につき80円
6 CD-Rに複写したものの交付	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき200円に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額
	その他の場合	1枚につき200円
7 その他公文書の性質に応じて複写する場合における当該複写したものの交付		当該複写したものの作成に要する費用に相当する額として実施機関が定める額
備考		
1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。		
2 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。		

2 前項に規定する費用は、前納とする。

- ◆「1 (紙を紙で交付する場合)」は、白黒・カラーを規定しているが、「2 (電磁的記録を紙で交付する場合)」では白黒しか規定していなかった。
- ◆「カラー出力」についても定めることを検討。

- FDと同様の問題。
- カセット、ビデオカセットについて、現状どおりの規定でよいかの検討

- ▼FDの取扱の検討。
- ▼ネット通販で販売されているが、1枚当たり単価が80円を超える場合もある。通常業務でFDを利用することも激減しており、FDをまとめ買いすると、残りが無駄になる。

- ◆現在、電磁的記録の交付を行う場合、大半はCD-Rで行っている。
- ◆他の自治体では、CD-Rより容量の多いDVD-Rでの交付も可能にしている場合がある。実際に、DVD-Rで交付する事例はごく少ない模様。
- ◆群馬県では、H23に膨大な写真データを含む開示請求を受け、複数枚のCD-Rを交付した事例があった。
- ◆新たな媒体として、DVD-Rの取扱の検討。